

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 秋吉祐子君博士学位請求論文審査報告書  |
| Sub Title        |   |
| Author           |   |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学研究会   |
| Publication year | 1994  |
| Jtitle           | 法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.3 (1994. 3) ,p.128- 134   |
| JaLC DOI         |   |
| Abstract         |   |
| Notes            | 特別記事  |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940328-0128">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19940328-0128</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

副査 慶應義塾大学教授 法学博士 倉沢康一郎  
副査 慶應義塾大学教授 新田 敏

## 秋吉祐子君博士学位請求論文

### 審査報告書

秋吉祐子君提出の博士学位請求論文「現代中国女性研究」の構成は以下の通りである。

#### 第一章 序論

##### 第一節 問題の所在

##### 第二節 中国の女性解放の基本的特徴と問題点

#### 第二章 女性の生産活動

##### 第一節 女性就業政策の形成過程

##### 第二節 女性就業の形態、農村労働のケース・スタディ

#### 第三章 女性の政治参加

##### 第一節 政治参加の形態とその特徴

##### 第二節 政治参加のケース・スタディ―現代化路線における

##### 中華全国婦女連合会の行動形態

#### 第四章 婚姻・家族関係における女性の地位

##### 第一節 新婚姻法と人口抑制政策における女性解放

##### 第二節 婚姻・家族関係における女性解放のケース・スタディ

#### 第五章 女子教育

##### 第一節 女子教育の展開

第二節 農村の女子初等教育

第六章 結論

第一節 経済体制改革期の女性就業・労働問題

第二節 現代中国の女性解放の特徴と問題点

この論文でいう「女性研究」の核心は「女性解放」であり、「女性解放」の核心は「男性と対等な立場を達成」することである。秋吉君は女性解放の四つの主要問題領域を設定する。生産活動、政治参加、婚姻・家族関係、教育がそれである。本文の特徴は、中国共産党の政策との関連でこれら四つの問題ととりあげていることである。それは、いわば政治のなかの女性問題である。

この論文における秋吉君の最大の関心は、中国の女性解放の実態分析にある。第一章は、分析のための視角と中国の女性問題の特徴を提示している。著者の視角は、(一)中国共産党による女性解放の先進的状態と残存する伝統的状态との併存、(二)女性解放に対する党・政府の上からの指導、(三)政治変動と女性解放との連動性に注目する。これらの視角をそれぞれが中国の女性解放の特徴を示唆している。

秋吉君は、一九四九年から一九八一年にいたる、三月八日の国際労働婦人節の『人民日報』、『中国婦女』両紙誌の社説の分析を通して、中国の女性解放の特徴を導き出そうとする。分析の過程を省略し、四点の特徴のみを記そう。第一は、党・政府

の主導により、比較的短期、かつ大規模に女性の社会進出が達成されたことである。第二は、女性解放運動は党・政府の政策の一環と考えられていたこと、したがって、第三は、女性政策は全体の党・政府の政策のなかで第二義的に評価される傾向が強かったことである。第四は、第二の特徴から導き出される当然の結果として、女性解放は運動そのものの独自性を欠き、そのことが運動の進展を遅らせる原因ともなっていた、ということである。

以上の視角と特徴は、秋吉君が中国の女性問題の四つの領域の分析を行うための導入部をなすとともに、長年にわたる中国女性問題研究から得た結論でもあった。

第一の問題領域である女性の生産活動が第二章でとりあげられる。女性解放・男女平等を考える場合、女性の社会的生産活動への参加が最も重要な要素の一つであることは、著者の言を待たない。本章では、女性就業政策と、それと表裏の関係にある家事労働に対する評価が分析の対象となる。

秋吉君は、一九四九年の中華人民共和国の成立から一九六〇年代前半までの女性就業政策の実体を、農村と都市に分けて明らかにしている。ここで注目すべきは、急速な経済発展を追求した政権の復興期と大躍進期にあって女性の就業率が大きく増大したのに対し、第一次五ヶ年計画期と調整期においては増加率がそれ程大きくなかったという指摘である。著者は、女性就業率の急速な増大の背後では、経済的要請に加えて、社会主義

社会における女性の解放というイデオロギー的要素が働いていたことを意識している。

女性が生産に参加するとき解決しなくてはならない問題の一つに、家事労働をいかに男性と分担するかということがある。秋吉君は、急速な経済成長を求めた大躍進時期において、家事労働の「サービスマン化」を高めることによって、女性の家事からの解放が強調されたことを明らかにしている。したがって、比較的ゆるやかな経済建設と動員の時期にあつては、家事労働が高い評価を受けたのである。

秋吉君は、以上の分析を通して、中国において女性の生産活動への参加がそれ自体を目的とするものではなく、常に党・政府の政策に対する従属変数であったことを主張している。つまり、それは基本的には女性の自発的参加に基づく女性解放運動ではなかったということである。本章の分析結果は、その対象となった時期との関連で必ずしもこの問題にかんする現状を説明するものではない。しかし、生産活動への参加が党・政府の政策に従属するという意味において、それは今日の状況と連続性を有しているといえる。

第二章はまた、秋吉君が農村における女性の就業状態にかんして、一九七六年に大陸から香港に出て来た八人の男女に対して行ったインタビューの記録を収めている。それらは数の上からみればきわめて不十分なものであるが、問題の所在を確認するうえで役立つ。事実、それらを通して得られた問題意

識が本章の分析のなかにとり入れられていることを、われわれは見ることができるのである。

第三章は、女性の政治参加を、国政レベルの女性指導者の比率と女性大衆組織としての全国婦女連合会の分析を通して検証する。

国政レベルの女性の政治参加にかんして、まず七期にわたる（一九五四―一九八八年）全国人民代表大会代表のなかに占める女性の割合がとりあげられ、一九六五年の第四期以後はほぼ二一―二二パーセントを占めていることが確認される。この数字は、旧社会主義諸国と比べると小さいが、欧米資本主義諸国よりも大きい。国政レベルの女性の政治参加のいま一つの指標として、高級幹部（全国人民代表大会常務委員、國務院部長・副部長、省長・副省長）がとりあげられる。一九八八年のこれらの地位にある女性の比率は、それぞれ一一・〇・五・七・七・一パーセントであり、全国人民代表大会代表中の女性比率には及ばない。このことは、女性高級幹部の「量的増大は必ずしも質的向上を伴っていない」ことを物語っている、というのが秋吉君の評価である。

つぎに秋吉君は、一九七八―一九八四年の婦女連合会の活動をとりあげる。この時期は、一九七八年の中共一三期三中全会の起点として重要である。この限られた時期において、党・政府の方針に沿って、婦女連が活動の重点を経済体制改革にもなう生産活動、「精神汚染」反対と関連した教育、女性の権利擁

護、そして再び生産重視に移していった過程が明らかにされる。

本章の二つの分析対象は異なるが、秋吉君が一貫して主張しているのは、女性の政治参加に対する党・政府の指導である。新中国において女性が急速に政治参加を達成できた最大の要因はそのような上からの指導であり、その延長線上で、女性の大衆組織である婦女連も党・政府の政策の執行者であった。しかし著者は、上からの指導を強調するあまり、中国における女性解放の実体を完全に否定し去っているかといえは、そうではない。中国共産党支配の枠組のなかで、過去との比較において、また国際的対比において、その成果に一定の評価を与えているのであって、その点は正当である。

中国女性研究の第三の問題領域は、婚姻と出産を中心とした家族関係における女性の地位にかんするものである。第四章はこの男女平等を規定した、一九五〇年公布の「中華人民共和国婚姻法」(旧婚姻法)と一九八〇年公布の同名の法律(新婚姻法)を基礎に据え、他方で、すでに言及した。自ら一九七六年に香港で行った一七件のインタビューを素材にし、さらにそれを文書によって補うことにより、この問題領域に内在する諸問題を明らかにしようとしている。

秋吉君は特に新婚姻法に注目し、その最大の焦点が人口抑制にあったと分析する。つまり、それは近年の現代化路線遂行のための経済的・社会的要請によって生まれてきたのである。著者の言葉を借りれば、「現代化路線の出現がなければ、計画出

産や新婚姻法の制定も誕生しなかった可能性が大きい」ということになる。したがって、ここでは政権の政策上の要請が優先し、母性保護を含む女性の人権に対する配慮が従属的地位におかれることになる。

本章ではまた、インタビューを通して、結婚、離婚、産児制限の実体が明らかにされる。ここで注目すべきは、都市部においては婚姻法にもられた男女平等の精神が相対的に生かされているのに対して、貧しい農村部では家の利益が優先しているということである。高額な結納金と結婚の諸費用、家による結婚と離婚の強制などの伝統的要素、労働力としての子供と人口抑制政策との矛盾など、そこには多くの問題が存在していた。しかも、結婚、離婚、産児制限にかんする「政策の運用は人々が所属する末端の指導幹部……の能力や資質に依拠する部分がきわめて大きい」という政治問題も関係していたのである。

くり返しになるが、ここでとりあげられた事例は、その件数の点でも、また時期の点でも限定されている。それにもかかわらず、それらは、婚姻法にあらわれた家族のなかにおける女性の地位の実体を理解する上で有効である。秋吉君は、ここにおいても、党・政府の上からの指導が真の女性解放のための障害となっていたことを強調しているのである。

第五章は女子教育の問題を扱う。言うまでもなく、教育は女性が社会に参加し、男女平等を達成するための最も重要な要件の一つである。秋吉君はここで二つの方面からこの問題をと

あげる。一つは、教育政策の展開過程のなかで女子教育のかかえる問題を明らかにすることである。いま一つは、一九七〇年代末から八〇年代初期の農村における九つの例をとり出し、そのなかで初等教育のかかえる問題を説明するとともに、第一の局面の諸問題を確認している。

第一の問題について、秋吉君が強調しているのは、以下の諸点である。著者は、旧中国との比較において、中国共産党の指導の下で達成された女子への急速な教育の普及にいちおうの評価を与えている。それにもかかわらず、近年の小中学女児の中途者の増加、高等教育機関における女子就学率の低さ、文盲・半文盲に占める女性の比率の高さ、女子教育における都市と農村の格差の諸問題が存在している。著者は、本来女性の利益を守るべき全国婦女連合会が、このような状況改善のために、政権に対して積極的行動をとらなかつたことを批判している。このことは、逆の面から見れば、女子教育が政権の政策に対して自立性をもっていなかつたことを意味する。ここに、女性政策が党・政府の全体の政策に従属すると見なす著者の視角を見出すことができる。

第二の問題は必ずしも女子教育のみを扱うものではない。しかし、秋吉君は、「人口のおよそ八〇%を占める農村の初等教育が全般的に女子初等教育の水準を規定している」との前提に立って、問題発見に努めている。著者は、九つの例の分析から、農村における初等教育の発展の条件として、以下の六項目をひ

き出してきている。(一) 省以下の地方行政単位の適切な指導、(二) 初等教育の重要性に対する認識の普及、(三) 教師の質的向上と待遇改善、(四) 各小学校の一定の経済的自立の承認、(五) 就学率向上のための家族の指導、(六) 農村初等教育振興のための詳細かつ具体的措置をとることなどがそれである。ここにおいても上からの指導が不可欠の要素であった。

第五章は結論部分にあたる。この章も二つの部分からなる。一つは、これまでとりあげてきた女性解放にかんする諸問題を、現在につながる一九八〇年代の経済体制改革期の女性の就業とそれにとまらぬ労働問題を通して、いま一度検証しようとしている。そして、それに続いて本論文全体の結論が展開される。

経済体制改革下の女性就業問題について、秋吉君は都市と農村に分けて検討し、この過程で新しい現象が生まれてきていることを明らかにしている。総じていえば、女性就業人口の増大、特にサービス産業への女性の進出、女性企業家の出現、所得の増大による女性の社会的、ならびに家庭内での地位の向上が見られる。その反面、請け負い地・賃金・就業機会・昇進・住宅配分などの面における男女格差の拡大、劣悪な労働条件、男尊女卑の風潮の復活などの現象も現れてきている。秋吉君は、女性解放の観点から、後者のマイナス面が前者のプラス面をしのぐものと判断する。そして、かかる結果は、女性解放が政権の経済建設路線に従属していたことに由来している、というのが著者の結論である。

最後に、秋吉君は、以上の諸章で到達した結論を再確認することによってこの論文を終る。つまり、社会主義政權下で、旧時代に比べて女性解放が飛躍的に進展した。しかし、ここで実現された女性解放は政權の全体の政策の一環として党・政府主導の下で行われたものであり、女性解放が政權の政策への従属関数として第二義的地位を占めるにすぎなかった。したがって、婦女連合会を中心とした女性の利益を増進するための女性解放運動は、政權に対して自立性を欠いていた、というのがそれである。その過程では、男尊女卑の伝統的要素が復活するなど、女性解放の後退現象も見られた。その意味で、今日の中国の女性解放において、先進的状況と後進的状況が依然として併存しているということになるのである。

最後に、参考論文として提出された、「現代中国女性研究の特徴と課題」に触れておく。これは、中国、日本、欧米における膨大な量の中国女性問題にかんする文献を整理した、研究史的な研究である。それは、単なる文献紹介ではなく、この学位請求論文で展開された秋吉君の問題意識がそこに投影されている。それは、いわばこの論文を作成するための基礎作業であったといえる。

以上の概要を踏まえて、本論文について、つぎの三点から論評を加えることにする。

第一は、本論文が四〇余年にわたる中華人民共和時期の女性問題を多角的に論じた、体系的な研究であるということである。

その点において、わが国において類書を見ない。本書はかかる角度から評価されてよい。

女性問題は、社会問題の一環として、その政治・社会変動に連動していることは多言を要しないであろう。その意味で、秋吉君が女性解放の変遷を政權の政策と関連させて論じていることは妥当である。ここでは、女性解放の問題を通して、逆に中共の中国社会に対する支配の浸透が証明されることになる。その限りにおいて、著者が党・政府の政策が女性解放に優先しているという結論に達したことは、必ずしも従来の中国政治にかなる評価を覆すほど新しい見解ではないが、妥当な判断であるといえよう。

しかし、問題は、秋吉君が女性解放に対する政權の上からの指導性を強調するあまり、完全に無視しているわけではないにしても、女性運動とその組織のもつ影響力、女性自身の意識を十分に分析することなく、過小に評価していることである。例えば、女性問題にかんする政策決定過程で、全国婦女連合会はどのような役割を果たしたのであろうか。また、全国レベルの政治に参加した女性の役割も具体的に検討しなくてはならない。さらに、近年における中国社会の急激な変化のなかで、党の権威は相対的に後退しつつあり、それに代って企業、大衆組織、地方などの非党組織の自立性が高まってきている。将来の中国の政治変動を考える上で、女性問題に対してこのような問題意識をもって分析することも意味がある。本論文は、党の指導を

強調するあまり、それらの点について十分に論じていない。

第三点は、中国女性問題研究の意義についてである。女性が男性に対して不平等の地位にあると認識される限り、女性解放と女性問題研究の最大の焦点は男女平等にある。確かに、近代化過程において、男性と若者は女性と老人に比べて、社会的要請によりよく適合してきた。しかし、今日の成熟した近代社会のなかで、女性と老人の価値が再評価されつつある。男女平等を達成しても、性差は否定しえない。そうであるとすれば、女性研究は単に男女平等の問題だけに限定されるのではなく、女性のもっている価値が新しい社会の創造にいかに関与するのかがという点にも目を向けなくてはならないであろう。今日、中国女性研究のなから後者の問題にかんする確固たる視点を導き出すことはできないにしても、そのような方向において努力することによって、中国女性研究が特殊女性の研究ではなく、社会科学一般の研究に高められることが可能となる。本論文の学的価値を考えると、この方向への秋吉君の研究の一層の発展と深化を望みたい。

以上の評価と要望を踏まえて、審査員一同は秋吉祐子君提出のこの論文が博士(法学)(慶應義塾大学)を授与するに値するものと判断する。

一九九三年九月一四日

主査 慶應義塾大学法学部教授 法学博士 山田辰雄

副査 慶應義塾大学法学部教授 法学博士 小田英郎  
副査 慶應義塾大学名誉教授 法学博士 石川忠雄